

枚方市社会教育委員会議運営要項

(目的)

第1条 この要項は、枚方市社会教育委員設置条例（昭和26年枚方市条例第194号）第4条に基づき、枚方市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（議長及び副議長）

第2条 会議のため、委員の互選により議長及び副議長各1人を置く。

2 議長は、必要に応じて教育長と連絡協議の上会議を招集し、その運営に当たる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

（議長及び副議長の任期）

第3条 議長及び副議長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

（仮議長）

第4条 議長及び副議長とともに事故があるとき又は欠けたときは、仮議長を出席委員から選び、仮議長が会議の運営に当たる。

（会議）

第5条 会議は、委員の過半数の出席を得て開くものとする。

2 会議の運営は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の趣旨に従って行うものとする。

（委員以外の者の出席）

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求めることができる。

（会議の庶務）

第7条 会議の庶務は、総合教育部教育政策課が担当する。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な諸事項は、会議で定める。

附 則

この要綱は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年9月9日から施行する。